

令和6年度第1回生駒市建築審査会会議録

1. 日時：令和6年8月22日（木曜日）

14時00分から15時00分まで

2. 場所：生駒市コミュニティセンター404会議室

3. 出席者

（1）委員：藤村委員、中西委員、前田委員、池尻委員（Z o o m）

（2）事務局：建築課長、建築課主幹（2名）、建築課係長、建築課係員

4. 欠席者：宮地委員

5. 傍聴者：なし

6. 議題

1. 議案第R6－1号「会長及び職務代理者の選出について」

2. 議案第R6－2号「WEB会議システムを利用した生駒市建築審査会の取扱いについて」

3. 議案第R6－3号「法第44条第1項第2号許可の取扱いにおいて、建築審査会包括同意基準に該当し、許可処分したものの報告について」（1件）

7. 決定事項

1. 会長は藤村委員、職務代理者は中西委員に決定

2. 議案第R6－2号について加筆後決定

3. 議案第R6－3号について報告を受けた

8. 議事の経過

令和6年度第1回生駒市建築審査会を開会。事務局より生駒市建築審査会の会議公開の取扱い要領に基づき各委員に意見を求めた結果、公開とする旨を報告。

事務局から、生駒市建築審査会条例第5条第2項の規定に基づき審査会が成立する旨を報告。

委員紹介後、新任委員1名からの挨拶あり。その後、事務局の紹介。

議事録の署名委員として前田委員、池尻委員にお願いすることになる。

・議案第R6－1号「会長及び職務代理者の選出について」

事務局 建築基準法（以下「法」という。）第81条の規定により、会長は委員の互選になっている旨の説明の後、委員の意見を求める。

委 員 藤村委員を推薦する旨の発言あり。

全委員 異議なしの発言あり。

事務局 異議なしであるので、藤村委員を会長に選出することに決定する。

（藤村会長が、会長席へ移動）

続いて、藤村会長の会長就任にあたり挨拶あり。

事務局 職務代理者の選出についても会長同様、委員の互選である旨の説明の後、委員の意見を求める。

委 員 会長一任の旨の発言あり。

事務局 会長に一任してもよいか。

全委員 異議なしの発言あり。

事務局 異議なしであるので、藤村会長に職務代理者の選出を願う。

会 長 職務代理者は、中西委員にとの発言あり。

全委員 異議なしの発言あり。

事務局 異議なしであるので、中西委員を職務代理者に選出することに決定した。

事務局より以後の議事進行について、会長に願う旨の説明あり。

・議案第R 6－2号「WEB会議システムを利用した生駒市建築審査会の取扱いについて」

会 長 このことについて事務局に説明を求める。

—事務局より議案第R 6－2号について説明—

会 長 委員の意見・質問を求める発言あり。

委 員 第2（出席の扱い）について、映像は送受信できており、音声途切れた場合については、どのようにするのか。また、本取扱いの適用日はいつからか。

事務局 音声途切れた場合の対応についての文言を追記する。

本取扱いの適用日は、任期ははじめからとし、文言を追記する。

これらの追記内容案を会長に承認いただくことでよいか。

会 長 事務局の発言内容でよいかとの確認あり。

全委員 異議なし。

他に意見・質問がないことを確認し、追記後会長の承認をいただき決定することとする。

・議案第R 6－3号「法第44条第1項第2号許可の取扱いにおいて、建築審査会包括同意基準に該当し、許可処分したものの報告について」（1件）

会 長 このことについて事務局に説明を求める発言あり。

—事務局より議案第R 6－3号について説明—

会 長 委員の意見・質問を求める発言あり。

委 員 通行人算定の根拠について説明を求める説明。

事務局 申請者が考えた根拠を、特定行政庁として妥当と判断したとの説明。

会 長 本申請地（高山町）の付近を訪れたことがあるが、普段、ほとんど人とすれ違うことがないようなとても通行人が少ない場所であり、この根拠は妥当だと思われるとの発言あり。

委 員 構造安全性の判断は、構造計算等を確認し、安全と判断したのか質問あり。

事務局 そうである旨回答あり。

委 員 上屋の高さについての規定は、空間の高さを示す数値ではないかとの発言あり。

事務局 そうである旨回答あり。

会 長 他に意見・質問がないことを確認あり。

全委員 異議なしの発言あり。

会 長 議案R 6－3号についての報告を受けたとの発言あり。

・その他

事務局 次回審査会の予定について発言あり。

会 長 その他意見がないことを確認。

・閉会

会 長 令和6年度第1回生駒市建築審査会を終了する旨の発言あり。

以上